

2025 年度(令和 7 年度) 東京薬科大学公的研究費不正防止計画

I 方針

学校法人東京薬科大学としての社会的責任・使命の重大性に鑑み、平成19年7月より具体的な不正防止に対応するため不正防止計画推進本部を設置し、検収システムの再構築、通報告発窓口の設置等不正防止に向けた取り組みを推進してきた。また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）」に基づき、今後も不正防止計画についての点検・評価を行い、必要な見直しを実施し、実効性のある各種対策を適切に講じていくものとする。

II 機関内の責任体系の明確化

本学の競争的資金等の運営及び管理についての責任体制を以下の通りとする。また、これら責任体制をホームページで公表する。

最高管理責任者：学長

統括管理責任者：学長補佐・事務局長

コンプライアンス推進責任者：学部長・総務部長

コンプライアンス推進副責任者：学部学科長・総務課長

III 不正防止のための具体的対策

研究費不正防止の徹底のため、以下の対策を行う。

1. 物品の発注・調達システムの安定稼働及び周知徹底

発注時に予算（財源）を特定、調達システムによる全品検収を実施する。また、すべての物品は、検収担当者（総務部財務課職員）が確実に検収を実施する。検収印のないものは、本学への納品とは認めない。さらに納入業者が適切に物品検収を受けていない場合には、取引停止等の厳格な措置を講ずる。

2. 業者に不正は行わない旨の誓約書の提出要請

本学と一定の取引のある業者に対し、本学関係規程等の遵守、いかなる不正・不適切な契約も行わないこと、および調査・監査等への協力などを記載した誓約書の提出を要請する。

3. 教職員への説明会等の実施

教員および事務職員等に対し、説明会・研修会等を実施し、公的研究費に関するルールの周知徹底を図る。また予算執行に係わるルール等を盛り込んだハンドブックを改訂し、全教職員へ配布するとともに本学ホームページならびに学内電子掲示板（デスクネッツ）に掲示する。

4. 行動規範の周知徹底、コンプライアンス意識向上の施策の実施

教員等には、FD委員会と協力して、APRIN e-learning プログラムを活用し、受講状況の把握と研究倫理教育の徹底を図るとともに、公的資金申請時の最低要件とする。また、ポスターやメール配信による啓発活動や、SD委員会と協力して、外部講師による「公的研究費コンプライアンス研修会」を実施する。

5. 誓約書の提出

全職員の不正を行わない旨の誓約書の提出を必須とする。

6. 旅費の事実確認の徹底

出張が発生次第、速やかに許可申請、旅費申請を行うことを徹底する。航空機利用の出張の際は、航空券の領収書と搭乗券(半券)の速やかな提出を徹底する。学会出張等である場合は、その事実が確認できる資料の写し(参加証等)を添付させ、研究打合せ等の用務である場合は、相手方と打合せを行った日時等事実が確認できるメール等を提出(メールによる連絡文がない場合は、相手方による証明文書を作成願うこととする)させ、事実確認を確実に行う。出張報告書については、出張終了後、速やかな提出を求める。

7. 人件費・謝金の事実確認の徹底

当該研究におけるアルバイト等の研究補助者への人件費・謝金は、事実に基づいて支出する。雇用管理については、研究室まかせにならないよう、事務部門が採用時や定期的に面談や勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行う。内部監査室員は、無作為抽出による勤務状況の事実確認を不定期に行う。

8. 適切な予算執行の徹底

経費の適切かつ効率的な執行状況を把握するとともに、委託先の事務処理要領および本学の諸規程等を遵守し、公的研究費の適正な執行管理に努める。また、予算執行においては、年度末に集中執行等がないよう計画的な予算執行を求める。内部監査室員は、予算執行率を確認するとともに必要に応じ執行状況の現地確認を行う。

9. 研究費に関する意識調査アンケートの実施

全職員に対しアンケート調査を実施し、行動規範や各種ルール等の浸透度を把握し、次年度の不正防止計画ならびにコンプライアンス教育・啓発活動の計画の改善に役立てる。

10. 不正行為等に係る告発等の取扱いの周知徹底

通報告発窓口(下記)の周知徹底に努める。

【通報告発窓口】 東京薬科大学 顧問弁護士 山本 英司 (TEL 042-582-7285)

※ 詳細は本学ホームページ参照

<https://www.toyaku.ac.jp/about/effort/compliance/public-report.html>

以上

**「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく
東京薬科大学におけるコンプライアンス教育・啓発活動の実施計画**

コンプライアンス教育	… 不正を防止するために、公的研究費等に関係する全ての職員等に対し、使用ルールや責任、不正行為事項を理解してもらうことを目的とした教育
啓発活動	… 不正を起こさない組織風土を形成・強化するために、コンプライアンス教育内容をふまえ、意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動

対象者	第1四半期 (4-6月)	第2四半期 (7-9月)	第3四半期 (10-12月)	第4四半期 (1-3月)
<共通> 公的研究費の管理・監査に関わる全教職員および学生等	●不正防止計画の説明（HPの案内等） ●APRIN eラーニング受講（随時） ●執行ルール説明会・手引き配付 ●物品の発注・調達に関する説明会・手引き配付		●公的研究費コンプライアンス研修会（2年に1度）	●APRIN eラーニング未受講者フォロー・理解度確認
	●不正防止にかかる冊子資料配付（院生含む）	～コンプライアンス強化月間～ ●不正防止ポスター①掲出・配信 ●相談窓口・告発制度の周知強化 ●誓約書提出	●不正防止記事のメール配信	●不正防止ポスター②掲出・配信 ●研究費に関する意識調査アンケート実施およびフィードバック（2年に1度）